

はじめての裁判員裁判を終えて

多摩支部 刑事弁護委員会委員 全 東周 (61期)

1 はじめに

「裁判員裁判になってしまった。どうしたものか…」

強盗致傷罪の追記訴状を見た小職が最初に思った正直な感想である。そんな中、私の無理な申し出を受け入れてくれて、二人目の弁護人として活動してくれたのが同期の関理秀会員であった。以下では、関理秀会員と共に四苦八苦しながら奮闘したはじめての裁判員裁判について、ご報告させていただきたいと思う。

2 事案の概要など

本件は、20歳になったばかりの被告人が大学時代の3歳年上の先輩（共犯者）とともに、主に深夜の路上で被害者からお金を脅し取ったり、その際被害者に暴行を加えたりしたという事案（その後、奪ったキャッシュカードやクレジットカードを使用している）である。被告人は、強盗致傷罪2件、恐喝罪3件、窃盗罪2件、傷害罪1件、詐欺罪1件の合計9件につき共犯者とともに共同正犯として起訴され、これらはすべて併合されて審理された。

3 公判に向けての準備活動

本件において、被告人は逮捕当初から各被疑事実をほぼ認めていた。また、被告人から聴取した事実関係及び証拠関係からすると、各公訴事実について被告人が従犯であるとの主張は極めて困難な事案であった。

そのため、弁護方針を情状弁護とした。そして、各情状事実を主張する際には、どのように構成して説明をすれば裁判員が共感してくれるだろうかという観点を常に持つことを心がけた。また、本件は事件が9件あり、それだけでも、裁判員の負担が重いことが

予想されたことから、とにかくシンプルに分かりやすく説明することを念頭に置いた。

その結果、「被告人は反省しており、二度と同じ過ちはしない。そのような被告人の20代のほとんどを犠牲にして長期間刑務所に入れることは妥当でない。」ということを経験者に訴えたい主題として設定した。そして、これを考えてもらうための視点として、①被告人の人となり（人物像）、②被告人の事件に対する考え方の変化と被告人の反省、③被告人の周りの方々の支えと被告人への協力、という3つのポイントを設けた。

具体的には、①については、ごく普通の家庭で生まれ育った家族思いで友人からの人望もあった被告人が何故一連の事件を起こしてしまったのかを訴えることにした。

②については、今回の一連の事件で逮捕された後、被告人自身が何を考え、そして自らが起こした事件や、その被害者の方々とどのように向き合ってきたかを、事件当時、逮捕直後、現在と、刻々と変化してきた被告人の考え方の過程を示しながら訴えることにした。

③については、被告人の家族や友人、周囲の方々が、今後、被告人の更生のために具体的に何をしようと考えているのかを訴えることにした。

その後、公判前整理手続において、弁護人請求証拠として、被害者に対する謝罪の手紙、被告人本人の一連の事件を振り返った手紙、被害者からいただいた手紙、示談書や示談経過報告書（本件では、強盗致傷1件、恐喝2件、詐欺罪1件につき、示談・被害弁償ができた）、被告人の姉の陳述書などを請求するとともに、被告人の社会復帰後の雇用・監督を約束してくれた社会福祉法人の理事長、被告人の母、被告人の小学校時代からの親友につき証人申請を行

った。なお、被告人のために親友をはじめとする友人達が寛大な措置を求める旨の嘆願書を集めてくれたが、検察官が不同意とし、裁判所も物として証拠採用することにつき難色を示したため、やむを得ず、証人尋問の中で嘆願書の作成経緯、署名人数などについて聞くことになった。

弁護人側の準備として、もっとも大変だったともいえるのが、冒頭陳述、弁論をどのように行うかであった。パワーポイントやホワイトボードなどを使うかどうか検討したが、本件では争点が情状であり、パワーポイントなどを使う必要もないとの判断から、A3用紙1枚にこちらの主張を要約して裁判員に配布することにした。この際、配布メモに色を付けたり、重要事項やポイントにつき枠を作ったりすることにより、ビジュアル的に見やすくすることを特に意識した。また、冒頭陳述、弁論の際のメモの表題や項目をすべて対応させることで、冒頭陳述（表題や項目などの骨組みにとどまるようなメモ）、弁論（冒頭陳述のメモの骨組みに、各事実を埋め込んだ、より詳細なメモ）がリンクするように工夫をした。

弁論の際に、求刑の意見をするかどうかについても悩んだところであった。本件は正直言って実刑相当事案であるのに加え、事件数が多く、比較事案を出して具体的な求刑の意見を行うことも難しかった。そこで、「強盗致傷2件以上、路上での強盗事件、凶器はなし、実行共同正犯」という条件に当てはまる裁判員裁判の量刑分布表を配布し、実際に酌量減刑されている事案が数多くあることを裁判員にアピールする（これについては、検察官と事前協議し、あくまでも本件とは事情が異なることを説明するのであれば、異議は述べないという経緯があった）ことにより、裁判員には強盗致傷罪の法定刑の下限である6年より下の年数を含め、幅広い量刑の中で判断できることを訴えた。

4 公判

公判期日は、土日を挟んで6日間開かれた。

冒頭陳述、弁論では、裁判員とアイコンタクトを取りながら、ゆっくりと、間をとって語りかけるように心がけた。ペーパーレスではなかったが、原稿ばかりを見ないよう、注意した。裁判員がメモを見ながらもこちらを見て、じっくり話を聞こうとしている姿勢を感じることができた。

弁護人請求証拠調べの際、単に書証の全文を読み上げたり、要旨の告知を述べたりするだけでは、聞いている裁判員の頭になかなか入らないと思い、裁判員全員に書証の写しを配布することも検討したが、裁判所から認められなかったため、当該書証を書画カメラに映し出しながら、書証の朗読を行った。

5 判決

検察官求刑は10年だったが、判決は、懲役6年6月、未決勾留日数270日算入というものだった。未決勾留日数を算入すると、実際の刑は5年9月であり、実質的には酌量減刑が認められたとも言う。

上記判決については、こちらの主張が多少なりとも裁判員に共感してもらえたのではないかと善解してしまっている。

6 さいごに

このように文章にすると、すんなり裁判員裁判を経験したようにも思えるが、現実にはバタバタしたまま、諸先輩方からアドバイスをいただき、何とか終わったというのが正直なところである。特に、裁判員裁判対応弁護士養成講座での経験や多摩の裁判員裁判経験交流会の参加なしにはこのような成果はなかったと思う。この場を借りてお礼申し上げます。また、小職の弁論のリハーサルに的確なダメ出しをしてくださった事務局の皆さん、同僚弁護士にも感謝の気持ちでいっぱいである。

さいごに、本裁判を通じて、精力的に活動してくださった同期の関理秀会員にこの場を借りて感謝申し上げます。